## 事業群評価調書(令和元年度実施)

ş	基本	下 戦 略	各名	3	互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主管所属	こども政策局こども家庭課
	拖	策	名	(3)	きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	課(室)長名	今冨 洋祐
3	<b>F</b> 3	業群	名	3	総合的な児童虐待防止対策の推進	事業群関係課(室)	福祉保健課

### 1. 計画等概要

### (長崎県総合計画チャレンジ2020 本文)

児童虐待を防止し、すべての児童を心身ともに健やかに育成していくために、市町や医療、保健、教育、警察等関係機関が適切に役割分担しながら、連携して支援体制を整備するとともに、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの総合的な支援を行います。

#### (取組項目)

- i)児童虐待の早期発見・早期対応、支援のための対策強化
- ii)児童虐待の防止に向けた児相、市町、社会的養護等の機能強化及び市町要対協調整機関等の専門性強化

	指標		基準年	H28	H29	H30	R元	R2	最終目標(年度)
事		目標値①		21人以上	21人以上	21人以上	21人以上	21人以上	21人以上 (R2)
	児童虐待防止対策を担う市町職員の資質向上のた めの研修受講者数	実績値②	21人 (H26)	19人	17人	21人			進捗状況
		②/① (達成率)		90%	80%	100%			順調

#### (進捗状況の分析)

児相、市町職員を対象とし、専門的職員育成のための要保護児童対策調整機関担当者研修会を実施したが、既に受講した職員もおり、16市町(21人)の児童福祉主管課担当職員が受講となった。各市町へ研修を受講した担当職員が配置されることで市町の相談体制強化に繋がっている。

また、市町における児童相談体制強化のためのスーパーバイザー・ アドバイザー派遣事業を実施するなど、市町職員の資質向上のため の事業を実施した。

引き続き、職員資質の向上のため研修を継続的に実施する必要があるが、児童福祉法の改正により、市町職員の研修受講が義務化されたものもあり、研修内容の充実を図っていく。

※要保護児童対策地域協議会:虐待を受けた児童等保護や支援を要する児童・家庭について関係機関で情報共有や支援内容の協議を行うため県、市町に設置される組織(以下、要対協)

## 2. 平成30年度取組実績(令和元年度新規・補正は参考記載)

					事業	事業費(単位:千円)		事業概要		指標(上段:活動指標、下段:成果指標)					_	╗
事	取組	事務事業名	事業	H29実績							H29目標	H29実績	達成率	   平成30年度事業の成果等   増	核	
番	項目		期間	H30実績	うち 一般財源	人件費 (参考)	事業対象	平成30年度事業の実施状況 (令和元年度新規・補正事業は事業内容)	指標	主な目標	H30目標	H30実績	是从干	一 一	事業	
		所管課(室)名		R元計画				(10,100   20,000   100			R元目標					
				35.373	19.382	4.828					38	31	81%	●事業の成果		
		児童虐待総合対策事 業		33,373	19,302	4,020	一	児童虐待の早期発見・早期対応の促進、被虐	活動指標	関係職員研修の実施 回数(回)	38	48	126%	・児童相談所で実施しているカウンセリング事業等の実施により、被虐待児童 の心のケアや保護者に対する適切な養		
Ι,	取組		H21-	- 41.900	24.102	4 783					48				$\circ$	
'	i		1121	41,500	24,102	4,700	板層特別と その家庭	指導等を行った。		県内児童相談所にお	数値目標なし	630	_	育方法等について指導等を行った。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与		
				79.743	39.874	4.783			ける児童虐待相談対	数値目標なし	898	_	・保護者等へ適切な指導を行うことによ			
		こども家庭課		79,743	39,674	4,763				応件数(件)	数値目標なし			り児童・家庭養育の安定に寄与した。		

		児童虐待防止・支援体		1,464	842	1,609	市町、施 ・設、児童相 談所	県要対協は市町の要対協の機能が効果的に発揮できるよう後方支援を行い、研修等の実施により市町の要対協の機能強化が図られた。児童養		児童虐待防止対策を 担う市町職員の資質 向上のための研修実 施回数(回)	1 1 1		●事業の成果 ・児童虐待防止に向け、県レベルの要対協を設置するとともに児童福祉司と 同等の資格を有する職種の育成を図る ための研修会を実施した。また県要対
2		制強化事業	H23-	2,874	1,438	1,594		護施設等には基幹的職員への研修や必要に応じて被措置児童虐待等の研修会を実施したことで施設の専門性の向上が図られた。また、情報提供の方法の見直しを警察、児相間で行った。	成果 指標	児童虐待防止対策を 担う市町職員の資質 向上のための研修受 講者数(人)	21 17	80%	協の委員等の専門家を市町の要対協 に派遣した。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与
				3,771	2,414	1,595					21 21	100%	・研修等の実施により、市町職員のケー ス対応力向上、関係機関との連携強化
		こども家庭課									21		に寄与した。
				597	597	805		市町において、要対協の調整機関の職員の専門性強化及び要対協構成員の連携強化を図るとともに、要対協と市町が実施した乳児家庭への全戸訪問や養育支援訪問事業との連携を図った。また、虐待防止等リーフレット等による、地域住民への周知を図った。		市町の児童福祉司 資格取得者数(人)	8 14	175%	●事業の成果
	取組										12 12	100%	・児童福祉司任用資格取得のための研
3			H26-	1.903	1.903	800	市町				12		修や専門的研修の受講などにより、市 町要対協に配置される専門職を確保し た。
				.,	,,,,,,					・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	14 11	78%	●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・研修等の実施により、職員の市町要
				2.077	2.077	800					18 11	61%	対協調整機関職員の専門性確保に寄与した。
				2,077	2,077	000					18		
		曹	(R元 新規) R元-				児童相談	現在の児童相談所(佐世保こども・女性・障害者 支援センター)は、昭和48年に建設され、耐震化 工事が必要なことに加え、建物の老朽化、一時保	指標	工事の進捗内容	地盤調査·設計		
4				69.758	4.600	2.392	者	護所や相談室等の不足等が顕著となっていた。このため、隣接地に建替えることとし、保護児童の 住環境や相談環境の改善に加え、県北地域の関 係機関を合築することで、連携も図っていく。	成果指標	工事の進捗率(%)			_
		福祉保健課		03,736	4,000	2,392					8		

# 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

- i)児童虐待の早期発見・早期対応、支援のための対策強化
  - ・外部専門家による児童相談所職員研修会は、キャリア別(新任中堅、係長以上等)に応じた内容の研修を実施したが、職場の経験年数や役職等に応じて習得すべき必要な知識や役割があるため、特化した分野で研 修を実施することができ効果的であったため、今後も継続した取組みが必要。
  - ・児童相談所と警察等の連携が図られ、面前DVや身体的虐待を受けた児童のきょうだいにも心理的虐待があったとして通告する案件が増加している。また、児童虐待に関する情報共有を図るため児童相談所と警察 の間で協定を締結し、児童虐待の未然防止と早期発見に努めており、今後も緊密な連携の下で継続していく必要がある。
  - ※平成30年度児童虐待相談件数898件。前年度(平成29年度630件)より、268件増加。警察から児童相談所への相談件数(通告、照会)425件。前年度(平成29年度273件)より、152件増加。
- ii )児童虐待の防止に向けた児相、市町、社会的養護等の機能強化及び市町要対協調整機関等の専門性強化
  - ・要保護児童対策調整機関担当者研修会の実施により、市町職員(要対協調整機関職員)の専門性の強化を図った(延べ21人)。児童福祉法改正により義務化された研修も含め、今後とも継続した実施が必要。
  - ・市町要対協調整機関業務については、主に市町児童福祉主管課の職員が担っているが、人事異動等による職員の入れ替わり等もあるため、引き続き専門性を持った職員を継続的に育成していく必要がある。
  - ・児童福祉法改正に伴い、県や市町の役割・責務が明確化されたことから、これまでのスーパーバイザー派遣等の市町の体制強化に加え、県や市町がその役割を適切に遂行し、適切に役割分担をするための共通マ ニュアルとして指針を作成する必要がある。
  - ・児童養護施設等の職員への被措置児童等虐待等をテーマにした研修を実施したことで、施設での児童処遇の適正化を図ったが、職員の入れ替わりも考慮し、今後も継続的な研修が必要。
  - ・児童相談所(佐世保こども・女性・障害者支援センター)が老朽化し、狭隘であるため、早期の建替えにより、保護児童の環境改善や利用者の利便性の向上を図るほか、関係機関との連携を強化する必要がある。

# 4. 令和元年度見直し内容及び令和2年度実施に向けた方向性

事	東 取組	事務事業名	令和元年度事業の実施にあたり見直した内容		令和2年度事業の実施に向けた方向性									
番!	項目	目 学校学来石 (令和元年度の新たな取組は「R元新規」等と記載、見直しがない場合は「一」と記載)		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分								
1	取組項目	児童虐待総合対策事 業	_	2	虐待相談件数は年々増加しており、困難事例も増えていることから、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、重層的な支援を行なうため、児童福祉法の改正を踏まえた研修等により、さらに職員一人ひとりの専門性の強化が必要。	現状維持								
2			平成28年度改正児童福祉法の内容を踏まえて、昨年度から「市町と児童相談所の連携指針」策定作業を実施しており、本年度中に、児相と市町の役割・責務の適切な分担を市町へ示す予定。	(F)	専門性を要する市町要対協に配置される職員の児童福祉司資格取得のための研修及び市町職員 の資質向上を目的とした研修会の実施等による市町支援を継続して実施するとともに、研修の内容 についても専門性の更なる向上に資する内容となるよう見直しを検討する。	改善								
3	取組項目	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	_	5	平成28年度の児童福祉法改正により、児童や家庭に対する支援は、身近な場所である市町村が役割・責務を担うとされたことから、在宅ケースを中心とする支援のための拠点整備が必要である。関係機関間の調整等を行う要対協に配置される専門職については、研修受講等により、児童福祉司の資格を取得させることにより、育成・確保を継続的に実施する必要がある。そのため当該補助金制度の周知及び活用促進を行い、さらなる資格保持職員の育成を図っていく。	現状維持								
4		佐世保こども・女性・障害者支援センター建替費		9	設計にあたっては、一時保護所や相談室の増加等により、利用者の利便性の向上を図るほか、少年サポートセンターや視覚障害者施設など、県北に立地する複数の関係公共施設を合築して、公共施設の適正化を図る。	現状維持								

注:「2. 平成30年度取組実績」に記載している事業のうち、平成30年度終了事業、100%国庫事業などで県 の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設 評価対象事業については、記載対象外としています。

### 【事業構築の視点】

- | 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及ひさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。 視点③ 人質・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。 視点⑥ 駅と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。 視点⑥ 駅と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。 視点⑥ 駅と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。 視点⑥ 駅と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。 視点⑥ 野経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。 その他の視点